

## 【学習指導要領等公示後の課題】 第27回

新学習指導要領等の告示が、3月31日に公示された。これを受けて今年度は、「周知・徹底」の時期になる。

新学習指導要領等では、世論や研究発表、パブリック・コメントなどによつて、画一的なアクティブ・ラーニングの押しつけは完全に否定され、「学習指導要領のポイント」の「改訂のポイント」

には、「小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならぬ」と浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしつかり引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要」と明記された。

来年の4月を少しでも「息苦しく」しないよう、まだまだできることはたくさんある。

①中教審は、昨年の答申（12月21日）を出して仕事は終わり、学習指導要領本文には全く関与していない。答申を分析しつつ、そのよいところは今後の運用に反映させたい。

②新旧比較を含め、学習指導要領そのものの分析。

また文科省で『解説』がつくられるが、内容とともにその拘束性の根拠を議論したい。

③高校はまだ改訂案が出ていない。引き続き働きかけ、パブコメの準備をする。学校教育全体を規定する「高校基礎学力テスト」「大学入学希望者学力評価テスト」へも意見を言う。

④教科書の作成・検定・採択過程を意識する。教科書会社がつくる『指導書』、指導計画・指導案を教科書と一体でないものとして薄められないか。

⑤入試の出題のあり方への影響を考える。  
⑥「教職課程コアカリキュラム」案を話題にし、パブコメをあげる。これは、教職課程の再課程申請（来年3月）とシラバスを拘束する。

⑦学習指導要領と連動した地域計画に注意しつつ、教育委員会の「スタンダード」の改訂に意見を言う。私立は知事の「リーダーシップ」動向に注意する。

⑧教育の「軍事化」の要素に注目し、抗するもしくは無効化をはかる。（研究部・加藤聡一）

